

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4580
25年9月16日(火)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

人事評価フィードバック 「間違いだが修正はしない」って有り？

おはようございます。
会社の人事評価制度では、評価に納得できなかった場合、個人で行う「局への苦情相談、支社への苦情の不服申立」と組合を通して行う「苦情処理会議」の2通りの方法があります。

今回、人事評価に納得できないと、個人で「苦情相談」を申立てた組合員から相談・報告がありました。制度としては知っていても実際、どのようなことが行われるか不安に思う社員も多いと思います。来年度以降人事評価に納得できない人が制度を利用できれば良いと組合員の報告を掲載します。制度の理解を深めてほしいと思います。

私は6月に行われた昨年度の人事評価で「お客様サービス」「業務プロセス」「正確・迅速」の3項目

目について評価結果が下がりました。この評価に納得できなかったため長中局に「苦情相談の申立」を行いました。

8月1日に総務部長より事実確認の調査が行われ、8月22日長中局より「評価結果の修正は行わない」とする通知書を受け取りました。私が主張した「当該の部長（以下、部長）が行ったフィードバック対話での評価結果説明に瑕疵がある」には触れることなく「修正は行わない」との通知

部長はフィードバック

対話で、評価を下げた要因は「3項目すべてにおいてゆうパック誤配」。合わせて、私の業績・行動について『ほとんど出来ている』、けれど「常に」と言えばどうか」ということでこの評価にした」と説明されました。

と言うことは、各項目の観察ポイントの「仕事上の間違いはほぼなかった」「事務処理上のミスがなかった」「正確・適切に処理している」という点が、誤配があり「出来ていなかった」ということになりま

他の評価ポイントについては、個

別の言及がなかったことから「ほとんどできています」と評価していただいたと思っていました。



しかし私が今回、苦情相談申立を行うと、部長は課長や課長代理に「○のミス」を洗い出してくれと指示し私のミスを探しました。長中局からの「苦情相談申立通知理由」の中にも、フィードバック対話では評価を下げた理由として説明されなかった「ミス」が記載

苦情相談申立書（抜粋）

私は今回の評価で「お客様サービス」「業務プロセス」「正確・迅速」の3項目について評価結果が下がりました。6月10日に行われた人事評価結果のフィードバックでは、上記3項目すべてについて、ゆうパック誤配（昨年12月）があったため（評価を下げた）と説明されました。その上で苦情相談を申し立てた理由を述べます。

まず1つに、フィードバック対話では部長は私の行動について『ほとんどできている』、けれど「常に」と言えばどうかということでこの評価にした』と説明されました。「常に」出来ていなければ◎ではないと、1回のゆうパック誤配だけで3項目で◎を○に下げたことは評価基準から逸脱していると考えます。

2つに、人事評価は客観かつ公平に行うとされていますが、フィードバック対話の中で部長は「私はこう判断した」と何度も言っています。これでは客観かつ公平に評価したのではなく「部長の個人的な基準による判断」だったとも受け取れます。個人的な感情でなされたのかと思ってしまう今回の評価には不服があります。

3つに、長中局集配部には私と同様に対面誤配を起こし社員がいます。しかしこの社員は上記3項目の中で「お客様サービス」は◎から○に評価が下がりましたが、他の「業務プロセス」「正確・迅速」の各項目は自己評価の◎のままです。同じく対面誤配があったにもかかわらず評価が異なることに不満があります。

部長の個人的な判断による評価ではなく、第三者による客観的かつ公平な評価を求めため、苦情相談の申立てを行います。

されています。そしてそれをもって「ほとんど出てくる」というフィードバック対話時の部長の説明が、「常に（ほとんど）出来ているとはいえない」と間違っていたと通知されました。

私は評価を下げた理由が間違っていたとしても、説明も謝罪もないまま評価を修正しないと通知されたことに納得がいきません。部長の評価・説明が間違っていたのに修正しないということは、人事評価制度が正しく機能していないと考えます。以上が、組合員からの報告です。



支部はフィードバック後に、部長自身が把握していなかった「ミス」を役職者に洗い出させる行為は、苦情相談者を委縮させる行為だと抗議します。また報告にもある部長の説明が「間違いだった」というフィードバックは無効だと考えます。相談者が納得する対応を求めます。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員が正社員化を。めいめい均等待遇、ななつこ差別！「ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！」

